

## 大学研究倫理委員会への手続き

追手門学院大学では、研究が社会の信頼を得つつ適正に推進されるよう、本学所属の研究者が研究を遂行する上で遵守すべき規準として「追手門学院大学研究倫理規程」を定めるとともに、「追手門学院大学研究倫理委員会」を設置し、学内で行われる研究活動の倫理審査を行っています。

### 1. 審査対象

本学専任教員、本学学部生・大学院生が実施する人を対象とする研究が審査対象となります。他機関から依頼されたものも含まれます。

### 2. 申請者

申請者は以下の通りです。共同研究の場合は研究責任者が代表で申請してください。

①本学専任教員

②本学学部生・大学院生

申請にあたっては、①②ともに倫理教育を受講していることが条件となります。本学の学部生・大学院生の申請については、指導教員より倫理審査の趣旨・目的、手続きなどについてのご指導、及び、倫理審査のコラボフロー申請をお願いいたします。

### 3. 申請にあたって

当該研究を開始する最低 2 ヶ月前までに必要書類を添えて、コラボフロー「研究倫理審査申請・変更申請・終了報告」から提出してください。申請にあたっては、「チェックシート」(様式 1.2)でのセルフチェックを行なってください。

### 4. 審査スケジュール

審査は、事務局にて記入事項の確認後に、倫理審査委員による審査を随時行います。

### 5. 審査結果

審査結果は申請者へメールで通知します。申請のあった翌月を目途に結果をお知らせしますが、申請内容によっては時間を要する場合があります。

### 6. 報告書の提出

研究終了後には必ず終了報告を上記承認されたコラボフローから報告してください。

以 上